

2. どのような対応・支援を適切だと感じたか

被害者支援において 2000 年以降被害者のためのさまざまな法律が制定され、刑事手続上の権利も保障されるようになりました。民間支援団体としては全国被害者支援ネットワークに加盟する団体が 2009 年にすべての都道府県に設置され、2015 年には早期援助団体として指定され、活動を本格化させていきます。いつ被害にあったかによって受けることができた支援に差がありますが、「適切だった」といえる対応・支援について、以下にまとめます。

【弁護士と精神科医に繋がることができた】

この方は今から 30 数年前に 18 歳だった息子を飲酒ひき逃げ運転で亡くされました。当時の状況をつぎのように語っています。

「(被害) 当時は、被害者参加制度どころか警察にも被害者支援という考え方そのものがありませんでしたし、検察庁にももちろんありませんでしたので、私たちはメディアを通じて自分たちがあった被害について知るしかなかったんですね。それがすごく、えっ日本ってこんなにひどい国なのかということで、社会に対するその信頼感とかも、誰も信用できないとか、そういう気持ちがすごく大きくなってしまいました。」(T3)

しかし、「幸い」なことに知り合いの弁護士につながり、仕事上精神保健にも関わっていた関係で、すぐに精神科医にかかったほうが良いと自分で判断します。躊躇はあったものの、早い時期から精神科医にかかり、長年にわたって治療や支援を受けることができました。

「知り合いの弁護士さんがいましたので、弁護士さんはこう敷居が高いとかいうことではなくて、なんで、どうしてこんな目にあわなければいけないのって結構すぐに聞きましたし。」「呆然自失状態で、どうやって日々暮らしていけばいいのかも分からないというときも、(中略)・・・すぐ精神科医にかかったほうが良いということを自分で判断できましたし。・・・私自身の中でもやっぱり自分の弱みをさらけ出すということとか、こんなことで精神科に関わっていいものなのかっていう躊躇がなかったわけではありません。世間一般にあるような、何となく精神科というのは特別な人が行くというような気持ちが私の中にも多分少しあったんだと思うんですね。ただ幸いにそのとき職場の隣が精神保健センターで、(知人を通して精神科医に連絡を取ってもらい)・・・それから毎週 1 回ずつきちっと面接を受けることができたんですね。」(T3)

【民間支援団体(センター)に繋がり支援を受けることができた】

つぎの方々は、被害にあったのが 2008 年以降で、センターによるさまざまな支援を受けることができました。

✓ センターに繋がる経緯

この方は事故後 1 か月後くらいに、非常につらく「へとへとで何をしてもいいか分からなく」なり、誰かに頼りたいと思うようになります。そんな気持ちを吐露したところ、警察の被害者支援担当者からセンターを紹介され、妻が電話した際に第一印象がよかったことからセンターに繋がりました。

「事故のあった後に冊子をもらったんです。これもいろいろ書いてあって、(中略)・・実際に(センターの説明があつて)妻が電話したんです。妻が電話したら、非常に良かったよって話をしたんですね。何か聞いてくれてと。」(T2)

つぎの方は、事故直後に警察からセンターのことを聞かされたものの「(よく)分からなくて」という状況でしたが、数週間後に知り合いから被害者支援のハンドブックを渡され、はじめて地元でセンターがあることを理解し、自分で連絡を取りました。センターから、司法手続に関する情報を提供され、弁護士の紹介を受けることもできました。

「初めて(センター)に電話を入れさせていただいたんです。そこでいろいろお話を聞かせていただいたり、弁護士さんを紹介していただいたり、それから、「裁判というのがこれから始まっていきますよ」というふうな話とか聞かせていただいて、そこには「被害者が裁判に参加できる制度がありますよ」とかというようなことをいろいろ教えていただいて、(中略)・・この支援センターの方との出会いがあつたんで、そういう裁判のことも、弁護士さんが、もちろんそのときには付けていただいていたので、中心になってやっと刑事裁判に臨む。まずそれが刑事裁判ということも教えていただいたりして、そこで「あなたの思いとかいうのを次の裁判で言うんですよ」「次はこうなるんですよ」というのも教えていただいたりして刑事裁判が始まったと。自分が受け入れられたというふうなことになります。」(T8)

✓ センターから訪問や付添支援を受け助かった

センターから司法機関や医療機関に行くときの支援を受けたという声も複数挙がりました。この方は、センターの支援内容がわからず、すぐに支援を受けることはできなかつたものの、のちに入院している被害者のもとにセンターの担当者が来てくれて「ほっとした」と語っています。センターの支援内容について早期に、被害者に理解してもらえらる形で伝えることの必要性が示されています。

「(センターがあることは)分かっているけど、どんな支援をしてくれるか分からないところに、プラス人間不信になっている被害者が、センターに支援を頼むという選択肢をするというのは非常に難しくて。(中略)・・(しばらくたって自分から連絡をとり)1~2回、病院に被害当事者の妹が入院しているときに来てもらい、非常にほっとしました。私たちはもちろん(事故で)両親を亡くしているわけですから、(事故で重傷を負った)妹は涙を流しながらも話をできる人が家族以外にいることに安心し、友達に話すことができない程の異常な状態で、支援員がいるというのは、すごく私たち家族にとっては必要不可欠な存在だと思っていた。」

「弟の裁判時に関しては、病院でまだ車いすでの生活だったので、体調不良になったときに、私たちはやっぱり真実を聞きたい、(事故で障害を負った)弟が体調不良で(公判廷から)抜けるとなったら、本当は私が付き添わなくちゃいけないときに、支援センターの方が弟と一緒に付き添っていただきました。家族が必要な支援をしてもらえたことで、裁判で真実を聞くことができました。何よりも家族それぞれに違った不安や混乱の中で話すことにより、長期にわたっての心のケアを本当に丁寧にしてくださったので、大変助かりました。」(T7)

【司法手続において適切な支援を得た】

交通被害では、事故後直ちに司法関係者と関わることになり、その都度丁寧に対応してもらったことを被害者の方々は憶えており、つぎのように語っています。

✓ 警察に事故直後から裁判までフォローしてもらった

「警察の方、多分被害者支援の担当の女の方と、交通課の方は、ちよくちよくうちに来てくださって、裁判終わるまで来てくれてたのかな。裁判も傍聴に来てくださったんですけど。(公判が始まるまでが長かったので)それまで割と警察の方が出入りしてくれて、お線香を上げに来てくれたり、私が知りたいことを調べてきてくださったり、そういうことはありました。」(T1)

✓ 裁判の進行について検察と被害者参加弁護士が丁寧に説明してくれた

「実際裁判が始まったら、(事前に)「今日はこんなお話しします」とか、終わったら、「今日はこんな感じてしたね。次はこんななりますよ」というようなことを検事さんと弁護士さんが私のほうに親切に教えてくださったりして、そのときに、「次、(意見を)言う機会がありますけど、どうしますか」というようなことを一つ一つ聞いてくださって、私はその度に、「娘のためにできることやったら何でもしようと思ってるんで、ぜひ話させてください」とか、(言っていました)。」(T8)

【被害者参加制度を利用してよかった】

被害者参加制度を利用された方は、「非常にありがたい、いい制度」とそのときの気持ちをつぎのように語っています。

「(自分が思っていることを言うことができた)そういう意味で被害者参加制度というのは良かったなと思います。・直接加害者に向かって話ができるというのが、残された遺族の思いをぶつけることができる、向こうにしたら知らん顔して、目つぶって、聞いとるのか、聞いてへんような態度でしたけれども、言えるというようなところ、自分の思いが伝えられたというようなところは非常にありがたい、いい制度やなというふうに私は思っておるんですけども。」

「でも、反対に、嫌なこともありました。それは、裁判に参加することによって、思い出したくない事故のことを何度も何度も思い描いて話をしなければならなかったり、聞きたくもない相手側の自分勝手な無茶苦茶な言い分を聞かなければならないことです。」(T8)

【心情等伝達制度を利用して、最終的にはほぼ満足した】

この方は、加害者に「(亡くなった)子の命の重さを分からせたい」「苦しみを分かってもらいたい」という強い気持ちから、加害者が保護観察を受けている間、心情等伝達制度※を複数回にわたって利用しました。同制度利用のきっかけ、利用しての困難、感想など、つぎのように語っています。

※心情等伝達制度：更生保護段階における制度。保護観察中の加害者に対して、被害者や遺族などが申請をして心情等を伝え、その結果についても知ることができる。2007(平成19)年12月より導入。

✓ 同制度利用の経緯：保護観察所の配慮があった

「(加害者は裁判中)聞いてたのかな?というのがすごくあって、この思いを伝えるにはどうしたらいいんだろうって。弁護士さんとかに相談すればいいのかなって。(中略)・・・どうしたものかと悩んでいたときに、保護観察所から手紙が。(被害者)通知制度でしたね。被害者の通知制度、裁判が終わったときに、判決が出た日に申し込んであ

たんで、「保護観察が始まります」みたいな通知が来て、そこに被害者の人が使える制度というリーフレットが入っていて、担当の保護司の方が、心情伝達のところに、ピツて付箋を貼っておいてくれたんですね。私、それで気がついて、これは私がやりたいと思ってたことだと思って、すぐ申し込んだんですけれど。」(T1)

✓ 一時は保護観察所の無理解に苦しんだ

度重なる利用について、保護観察所の担当官から「同じこと（心情）を何度も伝えることはできない」「（同制度）のことしか見えていないのでは」などと言われ、ショックを受けます。しかし、センターから援助を受け、担当官が替わったこともあり、利用を続けることができました。保護観察所は、遺族の深い悲しみと思いを第一にし、加害者の状態を適切に伝え、遺族がどうしたら納得できるか、ともに考える姿勢が求められます。

「伝えたいことはまだいっぱいあるのに、そんなことを言われちゃったんで、どうしていいか分からなくて、弁護士の先生とか、センターに相談して…（中略）センターの方が（保護観察所に）「被害者の人というのは、ずっと同じ心情が続くものなんだから、同じことは言えませんと言われちゃうと、それは違います」と言ってくださって、分かってくれたというか…（中略）それで（センターの）付き添いも許可をもらって、… やっとまた通えるようになって続けたんですけれど。」（最初の担当官は2年後に）異動になって、替わったら全然対応が違って、すごくいい方にその後は恵まれました。」(T1)

✓ 同制度を利用して相手の変化をみることができた

「主人はすごく「実刑にして牢屋（ろうや）に入れてやりたい」という気持ちは強かったみたいですけど、私はあまりそういうのがなくて、そういうことよりも、うちの苦しみとかを分かってもらいたいという気持ちのほうが強かったですね。「牢屋に入れたい」というのはあまりなかったです。予想どおりの（執行猶予の）判決だったけれども、プラスアルファで保護観察が付いたので、そのときはそれがどういう意味を持つかなんて全然分からなかったんですけれども。終わってみてから考えたら、本当にありがたい判決だったなと思って。多分あの人はあのまま牢屋に1年6カ月入っても、何も考えず、何も感じられないままで終わってたって思うんですよ。4年かけて心情伝達をやれたからこそ、少し変化はあったんで、それは本当に。私は（のちに）裁判官にお手紙を書いたくらいで。」(T1)

【適切な専門的治療が受けられることの重要性】

✓ センターを通じて受けるようになった箱庭カウンセリングがよかった

被害後に精神面の適切な専門的治療を速やかに受けられることは容易ではありません。この方は、センターを通じて地元の大学教授のもとでカウンセリングと箱庭療法※を受けることができました。現在かかっている精神科医との連携も含め、つぎのように語っています。

※箱庭療法：心理療法の1つ。砂の入った木箱のなかにミニチュア（人や動物、植物、乗り物、建物など）を自由に置いて、セラピストに見守られながら内的世界を表現する。

「（箱庭のカウンセリングは）私にはそれが一番合って、お薬を飲むより、何よりも。先生が言われるのには、「一回吐き出してほうがいいよ」って。「自分の心の中にたまっているものを、自分でも分からないものがいっぱいあるはずだから、ちょっとつくってみようか」って言われたのがこの初めです。」「今の精神科の先生にもお話をさせても

らうとともに、つくったものを携帯で撮って、「こんなのつくりました」というふうに見せると、大体先生のほうも「なるほどな」とか、こうだね、ああだねというアドバイスをいただいたり、「この間はこんなだったんじゃないの?」と言ってもらうことも、自分にとっては理解してもらっているような感じで、気持ちが軽くなるような気がしました。」「今も「ちょっと調子悪いな」とか、「もやもやするな」と思ったときは、(大学)の先生のほうにお話をすると、その先生が空いているお時間であれば、いつでもいいよって言っていただいて、年に1回、あるかないかですけれど、たまに行って、箱庭をつくってみるようなこともさせてもらってました。」(T9)

✓ 理解ある精神科医にやっと出会えた

交通被害に理解ある精神科医と出会い、長年にわたって治療を受けている方もいます。

「前の病院の先生とはちょっと相性が合わなかったという部分もあるんですけど、今の病院の先生はちょっとお友達を事故で亡くした経験をされてたので、ちょうど話を、こういう事故だったんだという説明をしたときに、その事故は覚えてますということになって、ちょっといろいろ深く話したりはしましたね。そのときに結構、わんわん泣いたという感じだったんですけど。」(T6)

【グリーフケア・遺族会の重要性】

この方は、職場関係のカウンセリングを受けましたが、合わない感じをもち、グリーフケアにたどり着きます。インターネットで調べた地元の遺族会に通うようになり、何でも言えるという安心感をもったことについて、つぎのように語っています。遺族に対して心のケア＝カウンセリングだけでなく、グリーフケアなどの選択肢が用意されていることが大切です。

「.. 僕、いろいろお話聞いたり、会に行ったりしてたときに、思うのは、どっちかといったら、僕専門家じゃないんでよう分からへんけど、カウンセリングというよりも、グリーフケアというのがあるみたいなんですけれども、カウンセリングと言うたら、ポンポンというマニュアルがあってとは言わないですけど、理屈的な僕の勝手なイメージがあるんですけど、グリーフケアというのは、話を聞いて、逆にいろんなアドバイスがどうのこうのじゃなしに、とにかく僕の話聞いてくれて、「うんうん、うんうん」とうなずいて聞いてくれるというのが、すごく心が休まるなというか、ありがたいなというのが.. 僕はカウンセリングというよりもグリーフケアみたいなのがええんかなと思う。」「こんなの誰にも言われへんけれども、この会やったら言うてもいいかなというように感じて、自分がしんどくなったときに行って、お話をガーッと言わせていただくと。そんな話は、会社行ったりとか、そんなところの同僚には話できへんですし、なかなか吐き出すところがないのがつらいなというようにところも一つあったんですけども、そういう意味で、そういう会があると非常にありがたいなというふなことを思っています。」(T8)

【被害者のきょうだいへの支援】

被害者にきょうだいがいる場合のケアについて、近年ようやく注目されるようになりましたが、その点に関してつぎの方々(母親)の発言は示唆に富んでいます。

✓ 地元で子どもの精神的治療のための社会資源(児童思春期精神科)があった

この方は事故のあと、小学生の姉に風邪のような症状が出て、医師から外傷後ストレス障害と診断さ

れます。その娘を地元の子どもの専門総合病院の精神科に通院させ、転院したりしながら中学を卒業するまで治療を続けることができました。そのときの様子をつぎのように語っています。親は亡くした子どものことに気持ちが傾いたり、自分のことだけで精一杯になったりしがちですが、残されたきょうだいに目配りし適切な治療に結びつけることの重要性が示されています。

「(中学生になってからは)「来たいときだけでいいよ」とか、「年に1回だけでいいよ」というような形で、切れることなく、娘のほうも、「ちょっと先生に会いたい」とか言われたときはもちろん連れてくような、治療って言っていいんでしょうか。私よく分からないんで、絵を描いたり、工作をしたりしたというようなことは当時聞きました。」「何をしてる治療かというのも分からないんですけど、ある日、先生に・・・「病院と自宅を往復するだけではなくて、どこかに買い物しに行ったり、ご飯食べて帰ってね」と言われて、何回かそれを試した。そうしたら、その後の娘の描く絵とか態度が少しずつ柔らかくなったって言われました。実際娘自体の話もあるんですけど、私って、意識してたかどうか、(中略)・・・よく覚えてないんですけど、おうちで笑わなかった。でも、娘とご飯食べたりすると、笑うんですけど。だから、娘は、病院の先生に、「お母さん、笑うようになったよ」とか、自分だって本当は大変なはずなのに、親を気遣うそぶりを見せたというのは聞きました。」(T9)

✓ きょうだいの言動について適切な精神科医の助言があった

上記の方は、娘の言動について精神科医からつぎのような助言を受けることができました。助言がなければ対応に困っていたかもしれません。

「今もあるんですけど、(娘は)事故当時というのを全部覚えてるわけではないんですけど、事故の年は、亡くなった夢と生きてた夢を毎月交互に見てたというようなことを、実は小学校6年生くらいになってから突然、一緒にご飯の支度しているときにぽつと話して、「今言うの?」という感じのときもあるし……。でも、2~3日すると、きれいにそれを忘れてしまうんですよ。精神科の先生に言わせると、それを繰り返しながら、弟が亡くなったということを本人の中でも認めようと思ってることだから、「お母さん、泣かないでね」って。「泣くと、子ども、しゃべれなくなるから、泣かないで、『ふーん』とか、『へえー』とかって、どうしろっていうふうに返しは要らないから、聞くだけでいいから」っていうのは現在も続いています。」(T9)

つぎの方は、残されたきょうだいの行動について、精神科医の助言が大変役立ったと語っています。精神科医ならではの適切な助言だったといえます。

「・・・それともっと良かったのは、やっぱり次男に対して、私は人によってその悲しみの克服方法は人それぞれということ先生(精神科医)から聞かされましたし、そのとき私、一番腹が立つというか嫌だったことは、(亡くなった)長男の洋服とかかばんとか次男がすぐに使いだしたんですよ。私にしてみたらそれは触らないで、私の大事なものなんだからって思っていて、つきつく叱ったりしそうなんですけど、そのとき先生が本当に早い段階で、洋服を着たり持ちものを持って歩くのは、次男なりの悲しみの克服方法なんだから、絶対しかって駄目、お兄ちゃん喜んでると思うよって言ってあげなさいって言われたのですよ。」「それで怒鳴らなくて良かったって、それはすごく早い段階から専門医に助言を受けたことの中で、一番良かったことなのかもしれませんね。」(T3)

【葬儀屋の心遣い、学校関係者の配慮があった】

遺族にとって、亡くなった家族のためよい見送りができた、気持ちの区切りをつけることができたと感じることは重要です。以下は、亡くなった小学1年生の息子に対して、葬儀屋の心遣いと学校関係者の配慮があったことが語られています。

「葬儀のときの、まだ小さい子だからということで葬儀屋さんがいろいろ心を尽くしてくださって、お気に入りのおもちゃとかも全部飾らせてもらったり、大好きだった仮面ライダーの曲をかけてくれたり、・オレンジジュースにしてくれたり、・野球が好きだったので、野球のボールの骨つぼがあるんですけど、それを内緒で用意して、「間に合ったんで使ってください」って言ってくれたり、・夏休み直前の事故だったんですけども、学校を挙げてお葬式にみんな来てくださって、1年生の子たちもみんないたし、学年ごとの代表の子もみんな来てくれたし、職員の方もみんな、大勢の方に参列していただいた、大きなお葬式でした。」(T1)

また、学校の先生の配慮で息子の卒業式に出ることができて、自分も卒業できたという思いを語っています。

「1年生のたった3カ月、夏休みにも入らない前に亡くなっちゃったんですけど、6年生になったときに、同級生たちからうちの子と一緒に卒業したいって言われて、卒業式に呼ばれて行ったんです。だから、子どもたちの中でもうちの子がずっと一緒に、先生がとにかくそうやって、やってくれたんだと思うんですけど、(中略)・「子どもたちも一緒に卒業するっていう作業が必要なんだと思います」ってその先生が言ってくださって、行ってきたんですけど、本当に行って良かったなど。ちょっと勇気は要ったんですけど、私もちゃんと卒業できた。」(T1)

しかし一方で、大学生の甥を亡くされた方は、大学から除籍の通知がきて「本人は別に除籍しなかったわけじゃない」と、つらい思いを語りました(T6)。不慮の事故等で命を落とした生徒や学生に対する学校関係者の配慮がほしいところです。

【インフォーマル・サポートの重要性】

フォーマルな支援のほかに、インフォーマルな(制度化されていない)サポートも日々の生活のなかで助けとなります。友人から事故後の手続についての情報を得たり、子どものママ友に助けられたり、同僚など周囲の人の思いやりを感じたり、民生委員が自宅を訪問してくれたりといったインフォーマル・サポートがあったことが語られています。

「こうなって初めて感じたのは、周りの人の思いというのが、いい意味での温かさというのか、そういうふうなのは得たというのか、感じたなと思います。(中略)・電話も入れていただいたりして、ほんまに同期とか、職場の人とか、ありがたいなと思いますし…。そして、どんな状況でも、応援してくれる人は必ずいるということがわかりました。」(T8)

「市役所は何もないです。ただ民生委員の人がちょいちょいやっぱり様子を見に来てくれて、おばあちゃんがたまに差し入れくれたりとか、(残された)子どもたちに絵本読んだりなんていうのをたまにしてくれて、ちょっと子どもたちをかわいがって様子見てもらってましたね。」(T4)

また、亡くなった子どもの友人の訪問について「掛け値なしでうれしい」と語る遺族の方もいます。

「子どもの友達ですね、来てくれるんですよまだ。(うちは子どもが)1人しかいなかったから、別に兄弟に会いに来るわけでもないし、こんなおじさん、おばさんの相手してくれるのに来てくれるんですよ。それが中学のとき、小中のときの友達のグループ、高校のときのグループ、大学のときの友達ってこう何か本当にポンポンポンと来てくれるんですね。最近コロナだからちょっと断っちゃったりしてるんだけど、でも忘れないで来てくれてるっていうのがあれかな…」 「掛け値なしでうれしいですね。ただこれも周りの方にも言ってんだけど、(年月が経ち)結婚する子もいるんですよ、結婚しましたって来てくれるのもいて、若干複雑にはなってくるなっていうのがありますね。まあただ、やはり大人と違って、まあ大人だけど、大人と違って嫌な感じはしないですね、来てくれるんですね。」 (T2)